

第
32回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

相続株式を発行会社に譲渡するときの手続き

前回、発行会社への自社株の譲渡について説明しました。今回は、相続した自社株を発行会社に譲渡したことについて説明します。

■ 相続した自社株を発行会社に譲渡したときの税金は

自社株を会社に譲渡すると、譲渡の対価として発行会社から金銭などの交付を受けることになりますが、発行会社の税務上の資本金等の額を上回る額の金銭などの交付は、配当とみなされ、株主にみなし配当課税が発生します。

みなし配当は、個人株主においては、配当所得として総合課税の対象となり、所得の多い人等、税負担が重くなってしまうことがあります。

相続税の納税資金を確保するために、自社株を会社に譲渡したとしても、みなし配当課税がなされるため手取金額が減少してしまい、相続税を納付できなくなってしまうおそれがあります。

そこで、相続により取得した自社株を相続開始後3年10ヶ月以内に発行会社に譲渡し、一定の届出書を提出すれば、譲渡所得税のみで済ますことができるという特例の活用を検討します。

■ 譲渡所得

譲渡所得は、自社株を売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いて計算します。

■ 取得費加算の特例とは

相続開始後3年10ヶ月以内に相続財産を譲渡した場合、その譲渡所得の計算において、支払った相続財産のうち譲渡した相続財産に対応する金額を、取得費に加算することができます。

相続により取得した自社株を発行会社に譲渡した場合の課税の特例を適用した株式の取得費にも、この取得費加算の特例は適用できます。

取得費に加算される額の具体的な算式は、次の通りです。

$$\text{取得費に加算される額} = \frac{\text{譲渡した人の確定相続税額}}{\text{譲渡した人の相続税の相続税評価額の合計}} \times \frac{\text{譲渡した株式の相続税評価額}}{\text{(債務控除前)}}$$

シリーズ事業承継を32回にわたり連載してまいりましたが、今回で連載は終了となります。
長い間ありがとうございました。